平成26年第２回今帰仁村議会定例会会議録

招集年月日	平成26年６月17日			
招集場所	今帰仁村議会議場			
開閉会日時及び宣告	開議	６月20日　午前10時00分		
	閉会	６月20日　午後４時05分		
出席（応招）議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1	與儀　常次	8	與那嶺　好和
	2	石川　清友	9	山城　太
	3	内間　利三	10	玉城　克義
	4	久田　浩也	11	東恩納　寛政
	5	與那嶺　篤哉		
	6	座間味　薫		
	7	山内　聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	座間味　薫	7	山内　聰
職務のため議場に出席したもの	事務局長	小那覇　安啓	書記	宇茂佐　和代
	係長	玉城　民枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村長	與那嶺　幸人	住民課長	田場　盛史
	副村長	大城　清紀	福祉保健課長	宮里　晃
	総務課長	小那覇　安隆	総務課主幹	當山　清巳
	教育長	新城　敦	会計管理者	與那嶺　敏秋
	学校教育課長	田港　朝津		
	社会教育課長	上間　恒章		
	建設課長	金城　正明		
	経済課長	島袋　輝也		

平成26年第２回今帰仁村議会定例会

議事日程第４号

平成26年６月20日（金曜日）

１．開　議　午前10時00分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1	議案第２０号	今帰仁村立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について	質疑・討論採決
2	議案第２１号	指定管理者の指名について	質疑・討論採決
3	議案第２２号	平成26年度今帰仁村一般会計第１回補正予算について	質疑・討論採決
4	議案第２３号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第１号補正予算について	質疑・討論採決
5	同意案第２号	教育委員の任命について同意を求める件	質疑・討論採決
6		選挙管理委員の選挙	
7		選挙管理委員補充員の選挙	
8		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	

○　**議長　久田浩也君**　皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。　（開議時刻　午前10時00分）

日程第１.「議案第20号　今帰仁村立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　議案第20号　今帰仁村立図書館の設置及び管理に関する条例について、説明を求めたいと思います。この目的の中に図書館法とあります。提案理由も図書館法に基づきということでありますので、この図書館法の今回の設立に関係する条例、条文、簡単に説明を求めたいと思います。それからその中にあります第３条、館長及びその他の職員を置くとなっています。この詳細な説明を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　社会教育課長。

○　**社会教育課長　上間恒章君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

図書館法でございますけれども、この法律の目的ということでちょっと読み上げて説明をしたいと思います。１条にこの目的がありまして、この法律は社会教育法に精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とするということで、図書館法の目的があります。いろいろございますので、ちょっと後からもしよろしければ資料を差し上げたいと思います。

あと２番目の館長と職員を配置するということでありますけれども、館長は社会教育課長になっております。あと職員は１人配置して、あと１人は学校教育課に今コーディネーターがいますけれども、このコーディネーターの席を図書館において、館長と賃金職員でありますけれども、１人と。あとコーディネーターを配置してやっていきます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時02分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時03分）

11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　課長の答弁で解釈して、図書館法第118号ということで、村民が待ち望んでいたものであるんですが、この第２条にあるところからして、天底いわゆる今帰仁中跡の２階以降ですよね、たしか。これは一般質問でもあったと思いますし、それから３月定例議案でも出ていましたので、今年の８月ごろに開館だということは聞いて、来月だったのかな、それはそれで。図書館と言うからには村立図書館ですよね。村民が待ち望んでいるということもあって、この規模について皆さん興味があると思います。私は一般質問でやったと思いますけれども、今帰仁にふさわしい、いわゆる農業ならこの分野は北部ではここしかないというようなものを、その蔵書としてあるかどうか。蔵書の内容ですね、これは細かい数字はいいですので、どの程度があって、各分野そろっている、あるいはまた今回の設立に関する広報、アピール、それと肝心の開設の開館の時期ですね。ここにはないと思います。この３点についてを再度答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　社会教育課長。

○　**社会教育課長　上間恒章君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

冊数でございますけれども、寄贈された本がたくさんありまして、正式にはまだ冊数は把握されておりませんけれども、新年度予算でこれは対米請求事業でありますけれども、1,000冊新しい本を購入していっておりますけれども、内容は多種にわたりまして、絵本とか、雑誌、これは例えばなんですけれども、家の光とか農業関係の専門の本とか、例えばまたスポーツの雑誌とか、こういうのも入っております。

広報はどういうふうにやっていくかということでありますけれども、広報紙7月号に割いて、村民に知らせていこうということで、原稿を広報担当に持って行っております。あと開館なんですけれども、開館は7月24日を予定しております。以上です。

○　議長　久田浩也君　11番。

○　11番　東恩納寛政君　7月24日ということと、広報紙ですね。広報の件なんですが、案内板があるかどうか。図書館がここにあるという矢印で、またなければ今から計画しているのか。要するに図書館ができましたというのはある程度口コミでも伝わると思うんですが、古宇利から今泊まで村民がどこに行けばあるかというのはわかりにくいかと。来年あたりは村の観光案内板に、まだ入っていないと思いますね。結局は既設の建物であっても、村立図書館であるわけですから、公の施設になります。いずれこれは新築という話もありましたので、暫定だと私は見ているのですが、できてからの話ですよ。蔵書の案内、中にはもう既にいろいろレイアウトを考えていると思いますが、どこでも図書館というのは案内が中のほうに、ここは専門書のコーナー、あるいは月刊誌とか、それぞれあると思いますし、そこはまた細かく開館してからと思いますが、とりあえず道案内というのは必要ではないかなと思います。それと広報紙だけではなくて、チラシ出すべきだということではありますが、蔵書がコマーシャルに間に合うだけのものがあるかどうかというのも気になるところですが、全てストックされているものでやるのか。新しく購入していったのか。それとも現状あるのか。そこのところは大変重要だと思います。

それから新築の予定があればその年度、あるいはまた計画、もしあればですね、答弁を求めたいと思います。

○　議長　久田浩也君　社会教育課長。

○　社会教育課長　上間恒章君　ただいまのご質疑にお答えいたします。

案内板なんですけれども、質疑があったかどうかわからないんですけれども、これは設置していきたいと考えております。あと蔵書なんですけれども、新しく買った新冊もございます。寄贈された本もございます。いろいろプールでやっております。今先ほども答弁しましたけれども、1,000冊を新しいのを買って、残りは寄贈された本でやっていこうと考えております。あと新しい図書館の計画はあるのかということでございますけれども、新しい図書館は一括交付金の中で申請をしておりました。結構財源面ですか、予算面があるので一括交付金で、あと五、六年あると思いますので、一括交付金で計上していけたらいいなと考えております。以上です。

○　議長　久田浩也君　ただいまの11番　東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。11番。

○　11番　東恩納寛政君　おおむね説明、これからのところであるので理解しております。ただ1つ、1点追加と言いますか、この内容について。ネット環境はもう設備されているのかどうか。今インターネッ

トというのは普通でありますから、検索もネットでやれば一番早いですし。それから場合によってはインターネットから取り寄せもあります。これはぜひ今帰仁に、この場所は無料で使えるインターネットのコーナーを置いてほしいなと思いますけれども、この計画はあるのかどうか。これはぜひ必要だと思います。もし今なければ取り入れていただきたいと、インターネット。教育長に答弁を求めたいと思います。

○　**議長　久田浩也君**　教育長。

○　**教育長　新城　敦君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在オープン予定の図書館につきましては、図書検索システムを導入して、本の検索はできるようになっておりますが、図書館でいろんな調べものをするとか、一般の方が利活用できるシステムは整っておりません。あくまでも今のところ仮の図書館ということで新設された図書館につきましては、そういった検索システムを一般の方が利用できるようなこともぜひ計画をしていきたいと思っております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号　今帰仁村立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって「議案第20号　今帰仁村立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第２.「議案第21号　指定管理者の指定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１番。

○　**１番　與儀常次君**　議案第21号　指定管理者の指定について、質疑いたします。この施設は上運天の公民館と理解しておりますけれども、指定の期間が平成26年７月１日から平成31年６月30日となっておりますけれども、この後はどうするのか。また再度、更新みたいに期間が延長していくのか。次に、この期間中に修理等々が発生した場合はどこが修理をするのか伺います。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず１点目の指定の期間が５年ということなんですけれども、これは上運天区に引き続き指定をしていくと。実はそう申しますのは、12月議会でしたか、そのときに活性化施設の管理運営に関する条例の中にも区が管理すると、条例の中にもうたわれていますので、この５年間というのは、その中で区長もかわっ

たり、いろいろ役員がかわる中で再確認するための期間だということでございます。あと修理等については当該区が修理するという、あるいは協定書を結ぶ予定にしております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　１番。

○　**１番　與儀常次君**　この管理の期間については更新、更新で、そのまま継続的に上運天区が利用できるということなのか。それとまた修理は別の公民館等ともいろいろな事業で取りましたけれども、今回はこういう方法でしか取れないということも説明ありましたけれども、別の地域みたいにということで理解してよろしいのか伺います。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

ご指摘のとおり、この管理については指定期間は区が管理をしていくと。修理についてもそういうことでございます。先ほどの議員からのご指摘のとおり、この事業自体が村が事業主体ではありますけれども、国庫の裏負担分も含めて、区が持っているものですから、実質的に区が事業主体というふうな形式上はなっているという、内容はそういうふうなもので、形式的には村が事業主体ということでございます。事業のあり方でそういうふうになっているということをご理解をいただきたいと思います。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。３番。

○　**３番　内間利三君**　この指定期間というのが５年ということで継続的にやるということなんですが、これ何年か後には、経過した後には無償譲渡とか、そういうものがあるのかどうか。それとこれから改築される公民館も二、三あるということを聞いたんですが、そういう方向でやるのかどうか。２点伺います。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

２点あったかと思いますけれども、まず１点目の無償譲渡については今のところ議論はされておりませんけれども、その指定期間が続く中で、また議論されていくものと思います。もう１点の今後の他の、いわゆる公民館への整備ということなんですけれども、今年度、玉城の活性化施設を予定しております。今実際に予算化されているのは玉城公民館のみです。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時17分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時17分）

総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　今の答弁漏れがございました。管理についての指定については上運天公民館に倣って、玉城公民館もやっていこうと思います。先ほどの中で計画の段階で今泊公民館も活性化施設でできないかという今検討事項の中にあります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　３番。

○　**３番　内間利三君**　これ何年か経過後には譲渡、無償譲渡なんかあるのかどうかということでやったら、現在のところは考えておりませんということであるんですが、将来的にはその可能性も出てくるのかどうか。私がこれを聞くのは農業施設などもそういう例があるんです。経過的に農協がつくって、何か年後には譲渡をするという感じのものがあるので、この公民館もそういうふうなものがあるのかどうかとい

うことで今聞いているんです。現在は考慮をしていないみたいなんですが、将来的にはなるのかもしれないという受けとめ方をしてよろしいのかどうか。

○　議長　久田浩也君　総務課長。

○　総務課長　小那覇安隆君　ただいまのご質疑にお答えします。

まず、これが補助事業ですから、先ほど内間議員からありました農林の施設の無償譲渡というのは実は耐用年数が切れた場合に、適化法の耐用年数がありますので、例えば一つの例でハウスだったら８年でしたか、それが切れたものに対して無償譲渡という次の段階があります。今回の場合は固定資産ですので、その耐用年数が結構長い間ありますので、この法律の適化法の縛りがございますので、無償譲渡についてはすぐ結論が出るような問題ではないと思います。この適化法とのかかわりが出てきますので、その辺は検討されると思います。以上です。

○　議長　久田浩也君　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時20分）

○　議長　久田浩也君　再開いたします。　（再開時刻　午前10時20分）

11番。

○　11番　東恩納寛政君　議案第21号　指定管理者の指定について、を質疑したいと思います。同僚議員からいろいろありましたので大体わかりましたけれども、指定管理のあり方で、これまでの公民館のつくり方に今度初めてのことでいろいろ出てくるだろうと、今までは構造改善センターとか、村づくり交付金というふうに言われ、その公設民営のあり方で最終的にはそこの永久にというより、半永久にそこの地域が使うだろうということでつくったと思います。しかし現在の指定管理者のあり方というのは古宇利ふれあい広場とか、あるいは文化センターなどのように期間を定めて、その期間で管理する期間が終わりましたら再公募ということになります。これもそういう形になるような今の感じですね。実際には区が公民館建設資金として蓄えてきたプラス、公的資金が入ってきたということで村に移ったわけです。そういう方法でやると例えば区長の任期というのもあります。これはもう正式には上運天の区長の名前で指定されておりまして、団体名がかわると、団体の責任者ですね、そのときの対応についてはどのようになるのか。結局、当初は今の区長の名前で契約をしました。しかし５年となると恐らくその間でかわる可能性は十分あると思います。そのときの代表者の交換というのはどのような手続をとるか。

それからこの指定管理者にしたためのメリットがどういうことなのか。今までの公民館は例えば構造改善センターとかなりますと、当然村の施設ですから、我々の湧川区で言うと、湧川区の公民館は構造改善センター、集落センターという名前であります。ここは地域活動拠点活性化施設となっておりますから、この地域というふうに限られたものになると思うんですが、集落センターというのもある意味でもそれと似ているものでありますが、各字の区の団体が申し込みをすれば借りることが可能なんです。ここの場合は逆に言うと借りることもこれはできるかと思うんですが、さらに５年後にはほかの人が出る可能性もあるのではないかということで、法的に自動継続になれるのかどうか。そこのところですね。それからメリットがどうなるのか。いわゆる農業構造改善センターと指定管理者でどう違うのか。こちらのほうが資金の面でいいのか。それで決めたのか。その選定の方法に至った経緯を説明してください。

○　議長　久田浩也君　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

まず補助事業のあり方が構造改善センターと違います。構造改善センターの事業主体はその地域が事業主体ですので、当然管理運営は事業主体が直接的にできます。今の場合、いわゆる一括交付金で整備しました地域活動拠点活性化施設は事業主体が村ですので、村が事業主体でやっております。ただ、実質的には裏負担分も区が負担していますので、実質的には区がやっているということになるんですけれども、あくまでも事業主体が村ですので、その辺が管理委託させるための公の施設ということで指定管理という制度を用いたということです。この公の施設の指定管理に関する条例の中にもありますとおり、他の条例で定める場合は、それはやりなさいとありますよね。その条例というのは先ほど申し上げました12月定例で上程しました活性化施設の設置及び管理に関する条例の中に区が指定管理をしていくと、条例の中でうたっていますので、それを踏襲して今回やっていくということです。そういうことですので、条例を踏まえた指定管理です。あとそれと区長の名前で今やっているんですけれども、区長はかわってきますけれども、これは当然継承されるべきものであるし、そこから継承しないとかいう問題が乙のほうから出る可能性は極めて少ないわけです。要するにこれは継承されるべきものであって、甲の側も固有名詞、担当がかわればかわるものでもないし、そういうことは当然継承されるものでありますので、その辺は区長の固有名詞が入ったからといって、そこに継承云々が途切れるということはございませんので、区長のネームが入っているというような状況です。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時26分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時27分）

総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　補足説明します。

まず１点目の選定の経緯というのはご説明しましたように12月議会の今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理に関する条例の中で、第５条の中で当該施設は区に指定管理をさせるという12月議会の規定がございます。それに基づく選定でございます。そして区長がかわればその都度契約を変えるかということではなくて、これは当然継承されるべきものであって、５年後の平成31年６月30日まではそのままこの契約が続くと、指定管理が続くということでございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時28分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時28分）

総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　補足説明します。

区長が変わった場合でもそのまま契約は５カ年続くということです。名前は変えないです。そのまま。これは継承されるということです。だから先ほど申し上げたように平成31年６月30日までです。ですから、それは継承されるべきものでありますので、問題ございません。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時29分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時31分）

総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　補足説明します。

これは名前がかわると、その契約は続きますので継承されるということですので、法律上も大丈夫です。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　要するに契約というのは今の区長の名前、正式に言うと上原保さんの名前でやりますでしょう。当初ね。でも区長の任期は多分２年ごとにかわると思います。この５年の中でかわる場合があると思います。継承というのはその次の誰かに継承でしょう。公民館は一応代表者がいるわけですから、代表者がかわったら契約書も変えないといけないと思いますけれども。それともう１点、これは指定管理者であるわけですから、３番議員からの質疑にもありましたように、将来無償譲渡もありますかと。それは今考えていないと、あくまでも村のものなんですね。村のものであるということは委託するか借り入れするかで、使用料、委託料、これが発生するはずなんです。村のものを貸すんですから、ただならただで、無償契約をするとかあると思いますね。当然そのものをするわけですから、委託料ないしは使用料、相殺でゼロでもいいんですが、そういうことはどこの指定管理でもあると思います。古宇利のふれあい広場もそういうことになっていますし、それから文化センターもありますので。再度この２つについて答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　（休憩時刻　午前10時33分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　（再開時刻　午前10時34分）

総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　使用料が発生するかという問題ですけれども、これは使用料は発生しません。無償で委託をするということです。管理運営のための費用は支払わないということで協定書を結ぶ予定でございます。協定書の中で上運天区長と協定するということで、その中に甲、乙の中で、その当時の上運天区長の名前が入って協定をするということですので、これが名前が固有名詞が変わろうと、その継承はあり得ると。継承されるものということです。間違いございません。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　これは新しい指定管理者の指定なんですね。これ村始まって以来のことです。これから後、玉城と今泊が続くと思うんです。ですから最初なのではっきりしておきたいと思うんです。課長の説明では一旦、今の区長名でやると、この５年間は継承されると。誰になろうと。ということになるわけですよね。５年後には再度また更新になるんですが公募はしないわけですね。もしそうであれば、指定管理者の指定という、この指定管理人のあり方が今回変則的であると受け取っていいわけですね。どこの指定管理でも今やっているとおり公募があって、新しい人がそのまま、これは永久に続くと思うんですが、形だけでも公募はあると思うんです。公の施設で無償譲渡はしないというわけですから、いずれはもしかして、いろいろ多分あると思います。管理の運営の中に指定管理を返上するという項目もなければならないと思います。もし、村のもともとの方針に反するような行為があったり、あるいは著しい施設を崩壊に至らしめた場合には管理を解約すると。こういう形でなければ公の施設ではないと思うんです。そうであれば私が言っているとおり名前というのは厳密に変えておくべきだと思うんです。何かあったとき

に、当初の名前でやったって、そこにいない人に請求もできないわけでしょう。だから納得のいくような説明を、ただこれは正しいだけではわからない。それから私は余りよくわかりにくいものですから、わかりやすく言ってください。契約書というのは名前があって契約で、現実にいる人のもの、これ最悪の場合はこの人が亡くなってもずっと続くんですよね。こんなの法律的にいいんですかということです。ほんとにいいという自信を持って言うんでしたら、それは言ってください。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時38分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時41分）

　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　前回答弁したとおり、これは継承されると。この契約がですね。ということがないと、この法治国家は成り立っていきません。これは継承されるべきです。ですからこれは継承されるということです。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ただいまの11番　東恩納寛政議員の質疑は既に３回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　課長のすごい自信の満ちた説明でもう納得せざるを得ないと思うんですが、恐らくこの問題は後で尾を引くと思いますので、私はこれは常識の問題であるとは思うんですが、名前が変わってもそのまま続くというのも、継承というのかは理解に苦しむところですが、後年の歴史が証明するものだと思います。以上で終わります。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。２番。

○　**２番　石川清友君**　議案第21号　指定管理者の指定について質疑いたします。条例の６条の３には現状回復に関する業務ということであるんですけれども、これは火災、災害に遭って、施設が損害を受けた場合に当然村の財産ですから、現状回復は区がやるということではあるんですけれども、財産自体は村のであるとなった場合、それは保険をかけると思うんです。協定書がないのでこっちは内容はわからないのですけれども、その保険をかける場合、どこが掛け金を負担するのか質疑いたします。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時44分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時44分）

　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

　先ほど協定書の中では損害賠償責任については、乙は管理業務に関し、甲または第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならないと。管理上で生ずる損害賠償については乙の責に期すということでございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時45分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前10時45分）

　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　答弁漏れございました。先ほどのこれは村の施設ですので、村のほうで建物の保険は入るということでございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　２番。

○　**２番　石川清友君**　先ほどの答弁の繰り返しになるかと思うんですが、確認をするんですけれども、当然村の財産ですから村が保険をかけて掛け金も村が払うということですね。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

当然村が保険に入ると村が保険金を支払うということになります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前10時46分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前11時07分）

総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　先ほどの２番　石川議員への答弁の中で一部訂正をしたいと思います。この議論に上がっております活性化施設に対する建物保険については、まだ検討段階で支出については今後内部で検討している状況でございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　２番。

○　**２番　石川清友君**　先ほどの答弁を聞きますと、この指定管理を決める中で協定書がどういうふうになっているかを我々見せてもらわないと、どういう質疑ができるのかもわかりませんので、ぜひその協定書の案があるのでしたら、みんなに提示してもらいたいと思います。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午前11時09分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午前11時39分）

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号　指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって「議案第21号　指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

○　**議長　久田浩也君**　暫時休憩いたします。　（休憩時刻　午前11時40分）

午　　　　後

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午後１時30分）

日程第３.「議案第22号　平成26年度今帰仁村一般会計第１回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。１番。

○　**１番　與儀常次君**　議案第22号　平成26年度今帰仁村一般会計第１回補正予算について質疑いたします。８ページ、歳入、16款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金の

2,498万9,000円の中の217万4,000円の機構集積支援事業とは、どういった事業なのかお伺いいたします。次に同じページ、７目土木費県補助金の１節、説明のところで7,280万円の村道古宇利線改良工事の場所をお伺いします。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまの質疑にお答えいたします。

８ページ、16款２項４目農林水産業費県補助金、機構集積支援事業についての217万4,000円についてでございますけれども、上のほうにあります農地制度実施円滑化事業が廃止となりまして、機構集積支援事業にかわって、農地中間管理機構による担い手への農地集約化を推進するために、農地の基本台帳等の整備、耕作放棄地所有者の意思確認等を支援するために県からの補助金になっております。

○　**議長　久田浩也君**　建設課長。

○　**建設課長　金城正明君**　ただいまのご質疑についてお答えいたします。

８ページの16款２項７目１節の沖縄振興公共投資交付金の村道古宇利線改良工事の場所ですが、県道の屋我地仲宗根線、古宇利大橋を越えて、古宇利側に入ってからちょうど民宿のしらさがあるところの付近が古宇利線の起点になっていますので、これから東側に向かって村道の古宇利横田原線につながるところも古宇利線ですので、そこのところの事業を行う予定にしています。この7,280万円についての予算ですが、７ページ、15款２項５目土木費国庫補助金で７節の社会資本整備総合交付金の村道古宇利線改良事業、これは7,280万円を減にして、土木費県補助金のほうに組み換えをやっております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　１番。

○　**１番　與儀常次君**　ちょっとまだわかりにくいですので、再度質疑をいたします。

さっきの機構集積支援事業というのは、今の課長の説明では農地中間管理事業とかあったんですけれども、これは農業委員会とか農地法とかの改革のものなのかなと。というのは今、国では農業をサポートする云々で株式会社が農業できるようになりつつありますので、その絡みでそういうふうになっているのかどうか。再度質疑をいたします。それと古宇利の改良事業ですけれども、現在古宇利は幅員が狭くて車が来た場合、すれ違うのも不便ですので、やるからにはできたら普通乗用車２台ぐらいすれ違う幅員をやるべきだと思っていますので、今後いろいろ集落整備事業とか入ってきますので、特に古宇利は縦横、道が狭いですので、どういった方法で今後やっていくのか。中には上原まで行く一本線があるんですけれども、これを中心にして今後、古宇利の整備を進めていくのか。再度答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

この事業につきましては、担い手への農地集積と集約により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿として都道府県に農地中間管理機構をつくりまして、その活用を促すための準備作業ということで、農業委員会のほうに補助金という形で入りまして、先ほど答弁を申し上げましたとおり農地の耕作放棄地を少なくしようという、国の方針としては８割、10年間で農地面積の８割を農地集約を推進していこうという方針に基づいて行っている事業であります。歳出としましては農業委員会のほうに賃金であるとか、台帳整理という形で組まれております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　建設課長。

○　**建設課長　金城正明君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

村道古宇利線の改良についてですが、今改良のほうは１車線の幅員で整備を行っていく予定であります。この古宇利線については集落の中を通って行く道路になっておりますので、ほぼ現道から若干の幅員の拡幅を行う予定ですが、乗用車がすれ違う程度の幅員にはなっていきますので、集落の中の整備としては今１車線の基本的な幅員で整備を行っていく予定でおります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　１番。

○　**１番　與儀常次君**　ただいまの経済課長の説明で大体わかってきました。これは農地中間管理事業というのは耕作放棄地ですね、農業委員会を通しながら云々して、中間担い手農家云々に貸し付けをする方法なのかな。これで理解していいのか。再度答弁を求めます。古宇利ですね、ぜひいろいろな事業を進めてもらいたいと思います。村中19字を回って、一番整備がおくれていると思うのは古宇利の道路ですので。一周道路はできましたけれども、集落道路はまだまだ一番おくれています。上から下に勾配があって、いろいろコーラルがむき出しになっていました、農業水タンクから後ろへ行くところも舗装はされてきました。あれも毎年大雨のときに流れて、手直し手直しできましたけれども、タール舗装をされて今はよくなってきましたけれども、集落の整備が今帰仁村で一番おくれている字だと思っていますので、いい方向で整備が進んでくれたらいいなと思っています。今後、古宇利はこの一つの事業なのか、今後またあるのか、集落整備事業とか、計画があるのか。再度答弁を求めたいと思います。

○　**議長　久田浩也君**　建設課長。

○　**建設課長　金城正明君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

村道古宇利線については集落の中を通っていって、旧古宇利小学校のちょっと西側からずっと北側に行って、古宇利の一番高いところにアマジャフバル農村公園がありますので、そこまでの路線が古宇利線としての整備を行っていく予定でおります。今後集落整備の整備については今農村整備のもので、村づくり交付金の整備で古宇利のほうは既にこの事業が入れられていて、今後事業の制度とか変わったときにまた整備計画を立てて、今後整備していく必要があると考えております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　質疑にお答えいたします。

機構集積支援事業についてでございますけれども、農地中間管理機構による担い手への農地集積集約を推進するために今、農業委員会のほうで台帳とか、耕作放棄地所有者への意思の確認ですね。将来貸してもいいかどうかの意思確認の作業を行うための事業であります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ただいまの１番　與儀常次議員の質疑は既に３回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。１番。

○　**１番　與儀常次君**　今、農地中間管理事業云々は、私が理解したのは耕作放棄地をあっせんしながら担い手農家にする事業だと思っておりますけれども、これは行政としては利用権設定云々が出てくると思いますけれども、基本的に５年とか、10年とかをめどにあっせんするのかどうか。できたら10年をめどにやったほうがいいなと思っておりますけれども、あっせん事業については利用金設定とか出てきますので、

行政側として中間管理事業については何年を利用権設定が相当なのか考えを伺います。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　　　　　（休憩時刻　午後１時43分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　　　　　（再開時刻　午後１時44分）

経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　機構集積支援事業につきましては、今のところ県の補助を受けまして農地の利用状況等の調査、それから面積設定等の調査とか、まだ今帰仁村、県の中間管理機構との業務の委託契約を受けていませんので、そのための準備作業ということで農業委員会が今行っている農地制度実施円滑化事業に変わって行っている事業であります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　歳入10ページ、18款寄附金ですね。一般寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の10万円、それから次のページ、繰入金、同じくうるおいと安らぎのむらづくり応援基金ですが、140万円ですね。応援寄附金の内容についてと。それから基金ですね、６番議員の一般質問でも明らかになったわけですけれども、今回のこれは基金残高について、項目ごとにあれば大まかに説明を求めたいと思います。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

まず歳入の10ページ、寄附金ですね。いわゆるふるさと納税の寄附金、１件です。１件の10万円です。この補正をして後からまた来ているんですけれども、それはまた次の補正で入れます。そして11ページの基金の残高ですね、現在末の残高ですね、2,000万円余りが残高残っております。正確には2,003万7,916円が残高で残っております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　一般質問でもありましたので理解しております。平成20年度から平成25年度までで5,138万8,916円ということで資料が出ておりました。せっかくの応援基金ですので、寄附金として村に関係する人々からの応援寄附金をこの基金として残しているわけです。それは基金として置くのはいいんですけれども、これ目的があって、合計だと思います。５項目のそれぞれの教育とか、子どもたちのためとかあると思います。それの合計だと理解していいですね。そしたら約５年間で5,000万円、年間約1,000万円ぐらいの平均になっていますね。村長からも答弁がありましたとおり、どんどん尻上がりによくなってきて、ほかの市町村にはない現象だと、それだけふるさとを思う村民がいるということで納得しています。せっかくの寄附金ですので、基金ですね、どんなふうにしてこれを生かしているのか。せっかく5,000万円になっているのに2,000万円は残っているという、残るのも悪くはないんですが。これをうまく生かして今財源の厳しいところに割り振りできる方法、項目を使っていないのかどうか。再度答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　村長。

○　**村長　與那嶺幸人君**　ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

きのうの一般質問でも申し上げましたけれども、毎年毎年ふるさと応援の寄附がふえております。その

中で財政が非常に厳しい中で村長がこうだと思うものについて出しているわけですが、今回予算計上されている140万円のうち100万円は花いっぱい運動ということで歳出にもありますが、そういうことであります。それで今回この2,000万円残っているのは、これは目的というか、北山城跡の整備に使ってほしいということで年間500万円、これは５カ年間それをやるということがありますが、そういう意味では城跡もほとんど補助事業でやる関係で、なかなか使い切ってはいないということでありますが、直接社長にお願いして、この300万円は城跡のそういう関連の予算、そしてあとの200万円は教育関係というのか、子供たちのためというか、図書の問題とかいろいろありますよね。今村立図書館の関係もありますので、財政的に非常に厳しい状況の中で一般財源からなかなか難しい面もありますので、そういうのに使わせてほしいということで、去る４月でしたか、直接お会いをして、それは皆さんのお考えでいいですよということでありますので、この件につきましては今後教育関係のいろんな予算として活用していきたいというふうに思っております。

○　**議長　久田浩也君**　11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　村長の答弁でよく理解しております。この使い道についてはやっぱり目的に応じて、それから今のように年度ごとに基金はそういうふうに大変結構なことです。それでもう平成20年度から始まって５年になっていますので、これだけ財源が集まって、基金もどんどんくるというのを村民にも広く知らせる必要があると思います。今帰仁村はそうである、議会の中で我々は理解しておりますが、もっと広く知らして、今のような使い道についても５年度の区切りにして、これまで応援基金でこれだけの事業を行いましたということを広報なり、または一覧の冊子にでも載せていただいて、成果表を出して、さらにもっとこの応援を募るという点もあると思います。そういったことをまた工夫するのも今帰仁村の村民へ、あるいはまた応援した皆さんへの一つの応え方だと思いますので、ぜひこの辺も今後何かの形で冊子でもいいですから出して、あるいはホームページでも５年ないし３年ですね。区切りでやれるかどうか。そこまで答弁を求めて終わりたいと思います。

○　**議長　久田浩也君**　村長。

○　**村長　與那嶺幸人君**　ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

今後この基金をふやすにはいろんな手だてが必要だと思っております。そういう意味で今提案のありました件につきましては、総務課内で検討をさせていただきたいと思いますが、きょうも私のところに決裁が来まして、25万円と30万円というのがありました。早速、朝一番電話をして、向こうも予期せぬことで非常に喜んで、また来年もやってくれるのかなというふうに期待をしているところであります。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。２番。

○　**２番　石川清友君**　歳入について質疑いたします。12ページ、21款諸収入、４目雑入です。その２節になるんですけれども、2,394万1,000円のうちの上のほうから２番目、畜産担い手育成総合整備事業（精算分）ということで1,906万1,387円あるんですけれども、これは農家の負担分なのかどうか質疑をいたします。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

12ページ、21款諸収入、４項雑入の中の２雑入の畜産担い手育成総合整備事業（精算分）の1,906万1,387円についてでございますけれども、その件につきましては農家負担分の生産分と、あと畜産振興公社からの還付分を合わせての金額になっております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　２番。

○　**２番　石川清友君**　1,900万円のうち農家負担分と公社からの還付と言いますか、その内訳はどうなっていますか。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

公社からの還付分につきましては歳出にあるとおり215万円、それから農家からの精算分としてのものについては1,691万1,387円というふうになっております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出１款議会費から６款農林水産業費までの質疑を行います。質疑はありませんか。１番。

○　**１番　與儀常次君**　議案第22号　平成26年度今帰仁村一般会計第１回補正予算について、歳出、15ページ、２款総務費、１項総務管理費について質疑をいたします。19節負担金補助金及び交付金、コミュニティ助成事業240万円の説明を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

15ページのコミュニティ助成事業、今年の分は呉我山公民館が採択されております。内容としましては公民館で使う椅子、テーブル、またコピー機とか、パソコン、デジタルカメラ等々が含まれております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　１番。

○　**１番　與儀常次君**　この240万円は呉我山公民館の椅子、テーブルもろもろ事務所の機材、コピーとかパソコンということですけれども、これは今後各公民館が椅子、テーブルが古くなった場合は申請すればそういう事業がもらえるのかどうか。私たちが区長時分は宝くじ助成金云々ですね、250万円、各自治体、野外ステージをつくった経緯もありますけれども、あのときは交代交代、区長会で相談しながらもらった経緯がございますけれども、そういった形で次、次に椅子、テーブルが弱ってきている公民館あると思うんです。特に湧川は集落整備事業云々でやって、一番早く公民館を事業でつくった地域なんです。毎年テーブルを購入しています。私が区長時分から５万円計上して、一番テーブルが多いんですよね。雨に打たせたらすぐだめになる、安物買いの銭失いみたいなですね。7,000円から8,000円ぐらいするんです。大体これいつも買っていますけれども、そういう形でおのおのの公民館も古い機材があって、これ入れかえできるのかどうか、湧川より古い道具がエードマイいっぱいあります。エードマイ公民館はずっと前につくって、椅子、テーブル、エードマイの２階を見たらずっと湧川より古いのがあるんですけれども、そういう地区が今後申請すれば事業が受けられるのかどうかお伺いします。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

確かにコミュニティ助成事業は各区のそういう備品の購入等々がありまして、需要が規模の多い事業でございまして、今のところ平成27年度、来年度は仲宗根区を予定しております。来年度の仲宗根区までやりますと、19カ字全部に行き渡るという、一巡をするということですので、やはりまた順番とかそういうものに関しては、また話し合いというのがあるのではないかなと思います。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　１番。

○　**１番　與儀常次君**　今課長の説明では一巡したということですけれども、この事業はいつまで続くのかな。20年もあるのかなということです。まだまだ機材、道具をそろえる公民館はあると思います。我々の公民館も字費でパソコンを購入しましたので、区長が使うためですね。そういう形で各自治体、今後はパソコン云々も必要な時期だと思いますので、そういった事業が今後もいつまで続けるつもりなのか答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

事業の主体は補助事業を受けて各字、区がやっているんですけれども、この補助金の出どころが財団法人自治総合センターというところでございまして、この事業がどこまで続くかというのは私どものほうでは回答をしかねますけれども、この事業がある限り、広報をして各区に行き渡るようにしていきたいと思います。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ただいまの１番　與儀常次議員の質疑は既に３回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。１番。

○　**１番　與儀常次君**　いつまで続くかわからないということになりますと、区長が早く申請したところが優先なのか。また区長会で協議してみんなで順を決めるかどうかだと思うんですが、どの方法になるのか。余り弱っていないけれども、早く申請したらミームンをもらえるという可能性もあるんですよね。というのはエードマイのテーブルより、私は呉我山のテーブルが新しいと思うんです。公民館をつくってまだ間もないんですよね。見てみたら道具ですね。だからそういう可能性もあると思いますので、各自治体、公民館回りをしながら、道具と見ながらやるのか。早い者勝ちでやるのかなという感じも見受けられますので、呉我山の公民館つくってまだ間もないんですよ。テーブル云々が弱るというのは余り考えられないことなんです、私に言わせれば。エードマイはずっと悪いですよ、見てみたら。ずっと前につくっていますので、湧川よりずっとエードマイは。エードマイの２階の道具は重たくて大変なんですよ、２階に上がったりですね。そうですので、早く申請したら早くもらえるのかどうか。みんなで状況を見ながら相談しながらやる方法が私はベターだと思うんですけれども、早く申請勝負だったら、いろいろトラブルが起きると思いますので、それも勘案しながら進めてもらいたいと思いますけれども、再度答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

先ほども申し上げましたように平成27年度、仲宗根で一巡するということは早い者勝ちとか、そういう申請が早かったからできるというものではなくて、みんなに行き渡るようにやった結果が全部に行き渡っ

たと思います。そういうことで、その辺はどういった順番をつけるかについては区長会あたりとも相談しながらやっていきたいと思います。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　歳出、14ページ、２款について質疑を行います。５目企画費、１節の報酬、旧古宇利小中学校跡利用審議会、委員については一般質問もありましたので、それはいいとして。２番目の旅費ですね。その中に３回というのがあります。審議会の回数だと思っておりますが、立ち上がることになっていると思います。まず、この10名のメンバーが第１回目がいつになるのか。大体どのような募集になるのか、その方法について詳細の説明を求めたいと思います。同じ企画費の中に13節委託料371万3,000円、社会保障・番号制度システム整備委託料、これについて説明を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

14ページの旅費、今３回とありますけれども、一応今のところ３回を予定しています。まず１回目は集まっていただいて、今後の審議会の進め方とか等々が議論されております。その前に委員長とか、そういう役職を決めるということもございます。委嘱状交付とか、そういうこともあると思います。その中でどういったふうに審議を進めていくかという議論もあろうかと思います。そういうものは審議委員の先生方が今後はどういうふうに決めていくかが重要なことだと思いますけれども、事務局としては第１回目はそういうふうにして、２回目ぐらいには現場踏査も入れて審議していただくということを今予定しています。この業者の公募云々については、審議委員会の中でどのように進めていくか。その議論の中でやっていこうと思っております。あと委託費ですね。社会保障・番号制度システム整備委託料ですね。これはよくマスコミ、新聞紙上でもありますマイナンバー制度という制度で、これまでも国の施策で住基の番号とか、社会保障の番号とか、それぞれ国民に割り振られていたんですけれども、これをまた一つの番号に統一して、いわゆるマイナンバーというのをつけていただくと。これは12桁の番号が割り振られて、その番号一つで税の情報とか、社会保障の情報とか一括していこうという制度で、そのシステム改修ということでやっております。この制度そのものは国の大きな政策ですので、ほぼ10分の10の補助で、税に関するのは３分の２の補助という補助で、国費でこのシステム改修が賄われるということです。そういう今状況でございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　（休憩時刻　午後２時09分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　（再開時刻　午後２時09分）

総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　答弁漏れでございました。審議委員会の始まりは、今審議委員の方々には内諾を得てスタートできるように準備はしておりますので、この補正、議会が終わりましたら、先生方の日程等がございます。それに合わせながら早目にスタートできるようにしていきたいと思います。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　議案審議でもありました。これは本年度で審議委員会を１年かけると聞いてお

ります。とても慎重でいいことですが、湧川が一つの例がありますので、ほぼ人数も同じでありますし、向こうの場合はとても早いような気がしたんです。結果立ち上がってはいるわけですが、この審議委員会これから立ち上げて３回ほどでどういうふうに現場踏査をして、どういうふうにしていきたいというのを今から一つの方針を定めると思いますので、そこで土地の利用については恐らく校舎も含めて無償になるかと思いますが、この土地の扱いについて、今決まっていればそれを今答弁もらいたいと思います。要するに湧川区であったのは今でも私は気になっているのは土地代金まで無償にしているというのは、いろんな意味で不都合があったということで考えております。古宇利もそのようになるのか。これはまだ決まっていないかもしれませんが、ぜひその辺ですね、聞いていきたいと思います。それから３回というのは年間で３回だと思いますが、実施は来年度と聞いていますけれども、少し長いような気もするんです。そうすると実際には来年度ということは来年の４月以降にしかならないと思うんです。これは今おっしゃいました委員長を含めた審議委員の中で決まると思いますが。その辺は拙速ではないんですが、逆にスピードを持ったほうがいいのかなと思います。ある意味では業者もいろいろ待っているかと思います。その辺ですね、今言った土地の問題、それからまだ解決していない土地の問題もあると思いますね、400坪ほどは。まだまだ個人有地があると、その辺もこの委員会の中で解決していくのか。一つの道筋をつけたほうがいいと思いますので、その辺はもう一度答弁を求めます。それと委託料の件ですが、今マイナンバー制度ということで走り出していると思います。これは委託料であるわけですから、当然コンサルか何かに委託をしていると理解していいですね。その辺を答弁、先ほどなかったので。委託料の件も例えば公募、入札になったのか、その辺ですね。それとマイナンバーということで今ある11桁の番号を持っている住基カードもありますね。それはもう廃止するのか、一つになるということは。私も持っているわけですが、持ってからこの方あまり使ったこともないものですから、早く廃止してくれるのはいいことですが、まだよくわからないんですよね、このシステム。全部を統一して一つにすると。国が統制しやすい都合のいいようなある意味では番号制度ですごい批判もあるんですが、しかし、このように各市町村にこういうふうにして委託料がおりているということはもう実施だろうと見ています。そこでこの辺は住基カードはなくなるのか、マイナンバーだけでいくのか。その辺の今わかりましたら、そこまで答弁を求めたいと思います。

○　**議長　久田浩也君**　村長。

○　**村長　與那嶺幸人君**　ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

５目企画費の１節報酬の中で、旧古宇利中学校跡地利用審議委員の予算の中で、古宇利の跡地の運動場は無料なのか、有料かということについてお答えしたいと思います。湧川小中学校跡地の運動場については無償にしましたが、これは湧川区から運動場を利用したいという申し入れも、地元の委員の皆さんからの強い要望があって、これを有料にするとこれ関係があるわけ、活用の。そういうのがあってそこは無料にいたしました。古宇利につきましては、湧川の件も含めながら今後検討をさせていただきたいなというふうに、この件につきましては役場内でまだ検討をしておりませんので、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑の補足をしていきたいと思います。

まず個人有地の問題がございます。それについては個人有地の問題ですね、古宇利小中学校の。それについては今教育委員会のほうで地権者との話し合いを進めておりますので、それも並行しながら、その解決もしながらということでご理解いただきたいと思います。

もう１点目は来年度では遅いのではないかというご指摘ですけれども、確かに遅いか早いかというのもあるんですけれども、また慎重審議という先ほどのご提言もございましたので、そういうものも加味しながらということもやっていくということで、まだ今一つの案ですので、これが審議が早まるということになればもっと早めにできると思いますけれども、そういういろんな課題もありますので、先ほど申し上げました個人有地の問題とか、そういう課題もありますので、そういうふうにお答えをしているような状況です。

あと委託料ですね。委託料は公募か指名競争入札か、その点についてはまだ検討課題で、今システムを実際動かしている会社もございますので、他市町村との例も勘案しながら、どういうふうにやっていこうかということで検討しております。

あと住基のナンバーが使えなくなるのか、これがなくなるのか、それについてはご指摘のとおりマイナンバー制度そのものが結構走ってきていますので、市町村も情報がなかなか伝わらないところがありまして、それが使えるのか使えないのか、今説明会を走らせながらこの制度が走っているような状況で、国もなかなかこれを示しきれないと言うんですか、そういう中でこのマイナンバー制度が構築されていると。ご指摘のようにこれは制度をつくるのはいいんですけれども、個人情報の保護とか、どういうふうに保護していくかとか、それも勘案しながらということで今国からの情報はこういう情報であります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　（休憩時刻　午後２時17分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　（再開時刻　午後２時18分）

11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　村長、最初の審議委員会の３回の件で土地の問題、まさしくおっしゃるとおりなんです。要望があったからということでよくわかっています。でも要望どおりになっていないわけです。今現状はどうなっているのかご存じでしょうか。老人クラブが運動場を使いたいということが大いにありまして、３名の委員が湧川から出ておりました。それを勘案した上で判断したと。そのときに業者のほうも優先すると、無償で貸すということであったんです。しかし半年は持っていませんね、それは。今でもそうです。使っていません。ですからそういうことがあるから無償にした意味がないということです。ほんとは無償で湧川に自由に使わせる、老人クラブのためということで、代表者もそういうことを約束しておりました。最初のころはあったんですね。今ではもう入れませんね、はっきり言って。もう計画の中に入っているわけです。それでいいわけですよ。ですから最初からそれを計算して、向こうだって15年も借りているわけですから、それはもう当然できるだけ全部を有効に使って、１老人クラブとか、１地域のためにしながらではもう経営はちょっと無理ですから、そのとおり。だから最初からそういう計算をしていたというのは甘いということです。古宇利の場合もそういうふうになる可能性はありますので、これは反省を踏まえて、これは考え直したほうがいいと思います。やっぱり企業であるわけですから当然利潤追求です。なかなかそういうふうに地域に、溶け込むのは大いに結構ですが、事業を曲げてまでそこを貸すと

いうことはできないと思うんです。私はそれをしたことが悪いとは言わないんですが、最初にそういうふうにしていったのはちょっと読みが違ったということです。それであえてそういうことを話したわけです。それから年数の問題も15年という問題も最初から引っかかっておりました。先ほど指定管理の問題でも５年というのは湧川小学校と逆ではないのということがあったとおり、まさしく企業の業務状態をチェックするというのは５年単位でやらないとわからないと思うんです。５年でまだ厳しければ、また５年延長をすればいいのであって、15年というのは前にも言ったつもりですが、村長がいない可能性があるわけですから。責任のないところまでの危険というのは今の責任者としてのトップが決めるべきではないと思います。今言っていませんけれども。例えば今後この古宇利小学校跡地を貸す期間も決まってくると思うんです。ですからその辺のところも踏まえて、ぜひ湧川小学校の跡利用を大いに参考にしてやっていただきたいと。無償で貸すと言って、結局企業がこれは引き合わないとなったときには最初の意味がなくなってきますので、それについては再度答弁を求めていきたいと思います。

それから番号システム制度については、もう１つありますよね。番号システム、委託料については。もう既にこの議決を終わったらすぐ始まると思ったら今からやるということで出てきております。何しろまだ国もはっきりと検討を決まっていないというところなので、これは実施できるかどうかわかりにくいと思いますが、細かい端数が出てきたのでもう走り出したのかなと思ったわけです。それについては今からシステム整備のことについても村も村民に対する広報が必要になると思います。再度答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　村長。

○　**村長　與那嶺幸人君**　ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

１節の報酬、古宇利小中学校の跡地利用審議会の件でございますが、湧川については貸さないわけではなくて、ちょっと借りにくいような状況はあると思います。そこで区長を通して申し込みをすれば貸すというのは変更されていないと。ただ、そこで行事があるとか、そういうときには優先は先ほど議員からあったように、きょうはそこはちょっと使用は難しいとかそういうことはあると思いますけれども、湧川の区長から使わさないような当初の約束と違うということは聞いておりません。ただ、古宇利の今回跡地利用の件でありますが、それは当然、湧川のこれまでの経過を精査しながら、古宇利の学校の跡地利用については参考にしながら取り組んでいきたいなとこのように考えております。年数については、これは企業というか、どれだけの投資をするかとか、また今一括して貸すのか分割して貸すかというのも、これからの話でありますので、年数については今何年かということはお答え難しいのかなというふうに思っております。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

マイナンバー制度の広報ですね、これについてはこれからの課題ですので、平成26年度に発注して、平成27年度、本格的実施は平成28年度なんです。平成27年度に一部供用開始をしていきますけれども、そういう中で固まり次第、村民への広報はすべきだと思っております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ただいまの11番　東恩納寛政議員の質疑は既に３回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　質疑ですので余りたくさんを言うつもりはありませんが、ぜひ古宇利小中学校跡利用の審議会については、逐次報告をしていただきたいと思います。報告というよりは、ここまで進んでいるという進捗状況ですね。もう決まりましたというのでは区民のほうからも恐らく後で後悔というか出ると思います。今どの辺までいっている、それからどういう方法をやるということをですね。それからくれぐれも土地の件については無償よりは有償を希望したいと思います。再度、最後の答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　村長。

○　**村長　與那嶺幸人君**　ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

古宇利小中学校跡地の利用についてですが、審議会の状況を逐次報告したほうがいいということでありますが、これは逐次という意味がなかなかわかりにくいわけですが、一定の報告できる状況があれば報告をさせていただきたいと思います。

それから有料をしてほしいということでありますが、一つの目的としては優良企業を誘致するという目的もあって無料にしたんですが、ただ、今回の場合にはまた別ですので、この場所が。その状況を見ながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。５番。

○　**５番　與那嶺篤哉君**　議案第22号　平成26年度今帰仁村一般会計第１回補正予算について、歳出の質疑をします。

14ページ、２款総務費、１項総務管理費の１目一般管理費の19節負担金補助金及び交付金の中の花いっぱい運動補助金の説明と、20ページ、６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、18節備品購入費の中の園芸モデル産地育成機械整備事業、自動結束機ロボット付重量選別機の説明を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

14ページの19節負担金補助金の花いっぱい運動補助金ですね。これの趣旨としましては、この事業を通して村内の全体にわたりまして、環境美化を推進し、ひいては地域コミュニティの活性化を図るために村民と協働で取り組む村づくりを推進するというのを目的としております。その内容としましては事業主体が各字で事業主体となっていただいて、村に申請をしていただき、花いっぱい運動に係る経費、花の苗とか、そういう等々を補助していこうということで村全体で花を囲んでいこうということによって、外から入ってくる人たちも和ませていこうということで今回の村長の強い要求で予算化しております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

20ページ、６款農林水産業費、１項農業費の３目農業振興費の中の18節備品購入費の件についてでございますけれども、この事業につきましては沖縄県の園芸モデル産地育成機械整備事業によりまして、自動結束機ロボット付重量選別機です。俗に花ロボットということで、結束から重量選別までできるような機械を４台購入する予定でございます。４台の農家としましてはＪＡと太陽の花に出荷していない農家ですね。農業生産法人株式会社みのりの４農家ということで県と補助の調整をしているところでございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　５番。

○　**５番　與那嶺篤哉君**　花いっぱい運動ですけれども、これは各区で取り組むということで100万円あるわけですけれども、これは１区上限があるのか。たくさん使ったらたくさん使っただけできるのかどうか。それも答弁を求めます。それとロボットの件ですけれども、これは備品購入費という形になっているわけですけれども、これは今帰仁村の備品として貸し付けをするのかどうか。要するにその農家が幾らか負担金もあるのかどうか。そこら辺、再度答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　村長。

○　**村長　與那嶺幸人君**　ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

１目19節の花いっぱい運動の件でございますが、これは上限があるかということでありますが、19カ字ありますよね。すると一律に幾らかということではなくて、花の苗とか種子がありますよね。それを平均すると５万円前後の金額になるので、花を植えつけたところ、全部一律に流すのではなくて、使い切れないところもあるし、不足するところもあると思いますけれども、使う字に出すと、５万円というと結構のあれだと思っているんです。ですからその辺は柔軟に上限は５万円ぐらいだというふうに思っております。今回これはふるさと納税を活用しておりますけれども、来年度は一括交付金を活用して、今回の状況を見ながら予算は増やしていきたいというふうに思っております。プランターとかを買ってですね。それと鉢に入れる土とかは村が確保したいなというふうに思っております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えします。

自動結束機ロボット付重量選別機は備品であるということでございますけれども、その事業主体は今帰仁村となっております。そういう関係で今帰仁村の備品として購入しまして、６ページにございます。歳入の農林水産事業費分担金ですね、その中に園芸モデル産地育成機械整備事業農家分ということで860万8,000円、これは４農家分でございますけれども、それと県補助分を足して、自動結束機ロボットを購入する予定であります。貸し付け期間としましては、その機械の耐用年数を予定しております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　５番。

○　**５番　與那嶺篤哉君**　再度質疑します。村長の熱い気持ちで村中を花いっぱいにするということでの予算化だということで、これは苗代のみ、種子、プランターなども入りますか。約５万円の範囲内で事業を行ってくださいということで理解、プランター分も入れてもいいということで、要するにその５万円以内で事業を行うということでの理解でよろしいですか。そういう形で理解しました。

続いて、園芸モデルの件でありますけれども、ロボット付重量選別機、自己負担も伴うという形で村で購入して貸し付けをするという形での事業になるわけですけれども、壊れたときの修理代とかいう形の場合にはいろんなケースが出てくると思うわけですけれども、それは農家が負担をするのか。修理代とか維持管理費はどういうふうな形でするのか。再度答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えします。

自動結束機ロボット、今帰仁村の備品ということでございますけれども、壊れた場合の対応等につきま

しては、使用料をとっての貸し付けでございませんので、修繕等については利用者の農家に持ってもらうように要綱等を整備しているところでございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。２番。

○　**２番　石川清友君**　歳出について質疑をしたいと思います。14ページ、２款総務費の１目一般管理費、８節の報償費30万円、ふるさと納税寄附者への特典ということでありますけれども、きのう座間味議員が質疑の中でも、まだ決まっていないということだったんですけれども、実は平成20年度からふるさと納税をスタートして、去年までで95件、5,100万円余りあるんですけれども、この寄附者への特典ということは過去の寄附者も該当するのか。それとも平成26年度だけなのか。１件幾らあたり想定しているのか。

続きまして、20ページ、６款農林水産業費、４目の畜産業費、先ほど歳入のときも質疑をいたしましたけれども、23節の償還金利子及び割引料215万円、担い手育成総合整備事業、これは精算分ということであるんですけれども、農家に払うのか、先ほどは公社から還付金ということで216万円ということであったんですけれども、その金がどこに支払をするのか質疑をいたします。

○　**議長　久田浩也君**　総務課長。

○　**総務課長　小那覇安隆君**　ただいまのご質疑にお答えします。

14ページの２款１項１目の報償費、ふるさと納税寄附者への特典ということで今予定している中で、過去の寄附者への特典はないのかというご提言でございましたけれども、それについてもその中で今検討をしていきたいと思います。この報償費についてはどの程度の方へ報償をしていくのか。寄附者へ特典ですね。その辺のガイドラインと言いますか、というのは最近の支部事情でも沖縄県は３万円以上とか、一つ線を引いているんですけれども、ただ村の場合は寄附者３万円以上であるけれども、また桁が違うような寄附者もございまして、その辺がいろいろまだ議論を尽くしていないところがございまして、村長の方針としてはまだ、そういうものも課長会あたりいろいろ議論の中で決定していこうという状況でございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　　　　（休憩時刻　午後２時41分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　　　　（再開時刻　午後２時42分）

経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えします。

20ページです。６款農林水産業費、１項農業費、４目畜産業費の中の23節償還金利子についてのご質疑でございますけれども、215万円の償還につきましては、去る６月18日、沖縄県農業振興公社の確定がございまして、その中で２農家分への還付ということになります。事業費が北部第二地区ということで今帰仁村、本部町、名護市、伊江村、それが第二地区になりまして、全体の事業費がまとまらないと確定ができないということで、去る確定事業説明会の中で確定したということでの215万円につきましては今帰仁村の２農家への還付ということであります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　２番

○　**２番　石川清友君**　先ほど総務課長のほうから答弁があったんですけれども、ふるさと納税寄附者への特典ということで、これからなさるということなんですけれども、これは非常に慎重にやらなければな

らないものではないかなと思うんです。過去の人はやってなくて今年からやるとなった場合、これは平成20年度からですとだんだんふえてきています。ふえ方にも最初は知らなかったけれども、友達から教えてもらったとか、親兄弟から教えてもらって自分もやったというふうな方もいるのではないかなと思うんです。ふえ方はですね。そういう場合にこの方はあったんだけれども自分はないと。なぜだろうかと。いろんな憶測や本人の不平不満が出てくる可能性があるのではないかなと思います。これをやるにしてもよっぽど気をつけないと、逆にふるさと納税への反発を買う可能性も出てくる可能性があると思います。やるときには慎重にやるべきではないかなと。特に今年から始まるとなると去年の方はない。年度で区別するわけですから、本人から言わせると同じ年にしかやっていないのにということにもなりかねないという事態が発生する可能性があるんです。これやるのは非常にいいことだと思うんですけれども、やる際には非常に慎重にやらなければならないのではないのかなと思いますので、これ村としてはいい意味で伸ばす意味でやったんだけれども、逆に足かせになりかねない要素も含んでいると思いますので、やる場合には慎重にやるべきではないかと思います。

続きまして、20ページの先ほど経済課長のほうから答弁があったんですけれども、これ２農家へということなんですけれども、215万円はパーセントなのか。そのやった事業の中でのパーセントできているのか。それともすぐ１農家あたり半分で107万5,000円ずつになるのか。その割合ありましたら答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　（休憩時刻　午後２時46分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　（再開時刻　午後２時46分）

村長。

○　**村長　與那嶺幸人君**　ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

歳出14ページの１目一般管理費の８節報償費のふるさと納税への特典ということでありますが、これについてはもうぜひやりたいということを考えております。ただ、これまでふるさと納税をやった皆さん全員にするかどうかというのは、今後検討をさせていただきたいと思います。これは予算の30万円ですが、これは上限ではなくて、この予算にあわすのではなくてどんどんふえていけば、これはこの予算も膨らんでいくというふうに考えておりますので、この30万円だからこの範囲でということは考えておりません。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えします。

20ページの23節償還金の件についてでございますけれども、パーセントかどうかということでございますが、農家本人が公社への負担金として支払いをします。その後で事業費を確定して、持ち分の差額を個々に返還するということです。例えば800万円公社へお支払いをしまして、確定事業費が700万円としますと100万円の還付が出てくるというような形になっております。それが２農家ですね。具体的な数字につきましては、個々の農家の事情がありますので控えさせていただきます。

○　**議長　久田浩也君**　２番。

○　**２番　石川清友君**　村長からふるさと納税寄附者への特典ということで、ぜひやっていきたいという

答弁をもらったんですが、私もぜひこれは必要ではないかなと。それをすることによって、ふるさと納税者がふえていく。これ当初からしますと5,000万円も来ていますので、それを年間１億円ぐらいになるぐらいでも、ぜひ頑張っていただきたいなと。やるにしても慎重にぜひ納税者から不平不満の出ないような形をぜひ考えていただきたいなと思います。

20ページの件なんですけれども、公社からの還付金ということなんですけれども、これは入札残の話になるんですか。それとも先ほど言いましたように事業費のパーセントなのか。先ほどの話からしますと何か入札残のような自分は受け取ったんですけれども、入札残なのかどうか答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

入札残なのかということでございますけれども、この事業につきましては工事等を含めて、農業振興開発公社、向こうの事業をやりまして、本村としては受益者農家から負担金分を預かりまして、負担金で公社へ支払うような流れになっている事業でございまして、公社へ払い過ぎた事業について、公社からまた村を通じて個人への返還ということの事業の流れになっているものであります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午後２時50分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午後２時55分）

ほかに質疑ありませんか。

これで歳出１款議会費から６款農林水産業費までの質疑を終わります。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午後２時55分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午後３時07分）

次に、歳出７款商工費から10款教育費までの質疑を行います。

質疑ありませんか。８番。

○　**８番　與那嶺好和君**　22ページ、土木費の12節、13節について説明を求めます。景観条例の強化事業に対しての50万円についてお伺いします。

○　**議長　久田浩也君**　建設課長。

○　**建設課長　金城正明君**　ただいまのご質疑についてお答えします。

22ページ、８款２項２目の12節役務費の景観形成強化事業と、13節委託料、これの減の50万円で景観形成事業、これは12節と13節の組み替えになっております。景観形成強化事業は一括交付金を使った事業で運天松堂原線、クンジャーのほうの事業の中で、この12節は用地鑑定を入れていく予定でいます。13節は組み替えです。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　８番。

○　**８番　與那嶺好和君**　クンジャーのどこ、場所的にはわからないな。もう一度お願いします。

○　**議長　久田浩也君**　建設課長。

○　**建設課長　金城正明君**　ただいまのご質疑にお答えします。

クンジャーの集落の中の道路です。そこの道路の整備を行うための12節が用地鑑定を入れるようになっております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。９番。

○　**９番　山城　太君**　歳出21ページ、商工総務費の委託料、生しいたけの菌床生産・出荷販売事業の詳細説明を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　21ページ、７款商工費、１項商工費、商工総務費の中の委託料ですね。15万9,000円、生しいたけの菌床生産・出荷販売事業の件についてでございますけれども、増額補正につきましては、当初予算、３月の予算要求より、４月にまた申請します。需用費ですね。その事業費が当初予算要求より上回った分だけを補正しています。というのは、生しいたけの菌床生産・出荷販売事業につきましては、平成25年７月から平成26年６月で終了する事業ですので、その生産分としての補正ということになっております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　　　　　　（休憩時刻　午後３時11分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　　　　　　（再開時刻　午後３時12分）

９番。

○　**９番　山城　太君**　この事業の主体はどちらのほうになりますでしょうか。

○　**議長　久田浩也君**　経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えします。

この事業は旧今帰仁中学校跡を活用しまして、生椎茸の菌床生産をしている会社でありまして、委託先の名称は（株）国吉建設ということになってございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　９番。

○　**９番　山城　太君**　最後にちょっと確認なんですが、これ総額は幾らになっていますでしょうか。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　　　　　　（休憩時刻　午後３時13分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　　　　　　（再開時刻　午後３時14分）

経済課長。

○　**経済課長　島袋輝也君**　ただいまのご質疑にお答えします。

その事業は平成25年７月から平成26年６月、今年の６月までの事業でありまして、総事業費ですね、1,134万4,000円で予定されております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。11番。

○　**11番　東恩納寛政君**　27ページ、10款教育費について。これは議案第20号と関連することなので確認なんですが、需用費から備品購入まで載っていまして、需用費は図書館の消耗品、それから修繕費28万7,000円、それからインターネット接続料、ホームページ作成、トイレ設置があります。そして備品購入と、開所前にどういうことなのか。説明を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　社会教育課長。

○　**社会教育課長　上間恒章君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

27ページの社会教育総務費の中の図書館関係でございますけれども、まだまだ消耗品とかいろいろ必要なものがたくさんございまして、委託料はホームページ立ち上げ、これはもう進めていきたいと。あと約

１カ月ございますので、その期間ですね、進めていきたいと思っております。備品購入費に関しては新聞立てとか、図書を乗せる荷車と言うんですかね、そういうのを予定しております。消耗品とかは例えば図書の貸し出しカードとか、これをラミネートするフィルム等の消耗品でございます。以上です。

〇　**議長　久田浩也君**　11番。

〇　**11番　東恩納寛政君**　正式には何日に開設なのか。それでこの中にトイレとかあるんですが、今から部屋の中に新しくつくるのかどうか、そこですね。ちょっとこの全体を見たら１カ月かそこらで終わるぐらいだとは思うんですが、７月24日でしたよね、たしか。あと１カ月で全部できる量なんですか。再度。

〇　**議長　久田浩也君**　社会教育課長。

〇　**社会教育課長　上間恒章君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

24日までには完成してやっていかないといけないと思っております。トイレは図書館の隣にですね、２階なんですけれども、部屋の中ではなくて、その隣にちょっと空きスペースがございまして、そこに男女の一つ一つのトイレを設置する予定であります。以上です。

〇　**議長　久田浩也君**　11番。

〇　**11番　東恩納寛政君**　最後ちょっと今のトイレの件ですが、多目的トイレ、いわゆる障がい者用とか、そういったものではないですか。車椅子で。最後お聞きします。

〇　**議長　久田浩也君**　社会教育課長。

〇　**社会教育課長　上間恒章君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

一応障がい者用のトイレということではありません。男子１つ、小便器ですね。あと女性用のトイレが１つということでございます。

〇　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。２番。

〇　**２番　石川清友君**　10款について質疑いたします。10款の教育費、24ページになるんですけれども、２目の事務局費の８節の学力向上教育講演会講師謝礼58万円、次の９節の旅費から19節の負担金補助及び交付金の中の地域学力向上支援事業ということで、４つの節にまたがって組まれているんですけれども、その詳細な説明を求めます。

〇　**議長　久田浩也君**　教育長。

〇　**教育長　新城　敦君**　10款教育費、２目事務局費の８節報償費から旅費等についての質疑にお答えいたします。ちょうどこの費用の支出に関してなんですが、対米請求事業で充当いたしております。例えば講演会を開催しての啓発事業ということで、この間、学力向上推進大会の水谷さんの講演とか、それから文科省の調査官を招聘しての講演事業、それから年に３回ほど講演会を開催する予定でありまして、その経費としての予算であります。それから委託料に関しては同じく対米請求権事業の中での学力検査費を小学校６年生のプレ中学校入試、それから中学校３年生のプレ高校入試の外部テストの業者委託料となっております。同じく旅費についても県外からの講師からの旅費等についての経費でございます。以上です。

〇　**議長　久田浩也君**　２番。

〇　**２番　石川清友君**　教育長の答弁である程度理解しましたけれども、８節の講演会講師謝礼なんですけれども、年間何名か招聘して講演会を開きたいということなんですけれども、去年の教育講演会の６月

に招聘しました喜多川　泰先生ですか、非常にいい講演だったと思うんです。そういう講師を連続してと言いますか、１回の講演では講師の思いというのがなかなか伝わらない、我々も吸収もまた難しいと思いますので、いい講師については継続して講演会を持つなりの方法も非常に大切ではないかなと思いますので、いい講師についてはぜひ連続して、シリーズでもいいですし、継続の中で父兄にも勉強をさせていくというようなシステムは非常に重要ではないかなと思いますので、講師の招聘については、ぜひそこら辺検討をお願いしたいなと思います。それについて見解をひとつ。

○　**議長　久田浩也君**　教育長。

○　**教育長　新城　敦君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

非常にたくさんの有名、著名な講師を招聘しているわけでございますが、名護市とか近隣市町村からも結構すばらしい講師ということで聞きに来る方もございます。今帰仁村におきましては、子育てに関する保護者とか、あるいは中高校生を含めまして非常にいい話を、いい講演をたくさん呼びたいと思っておりますので、特に県外から招聘しますので、非常に経費もかさみます。それから講演料も非常に著名な方ですので、非常に多くかかるんですが、ご要望のようにほんとにいい講師を何度かシリーズで呼べるように努力していきたいと思います。

○　**議長　久田浩也君**　２番。

○　**２番　石川清友君**　先ほど教育長から答弁をもらったんですけれども、そのいい講師については非常に高い講師料が出るということになんですけれども、ぜひそういう講師を呼ぶ場合ですね、県内あるいは離島も含めての中で、皆さん教育長の会みたいなものがあると思うんですけれども、そういう中で呼ぶときには地域１カ所だけではなくて、みんなで声かけあって、沖縄に来るときは１回の飛行機で３カ所ぐらい講演できるような、みんなで呼びかけをすればそういうのもできるのではないかなと。講師の招聘料も飛行機賃３地区で持てば全然安くなると思うんです。そういう工夫も非常に必要ではないかなと思いますので、ぜひ１村だけではなくして、北部なら北部にも呼びかけをして、一緒にみんなで呼んで講演会を持てるようなシステムにすれば経費も安くなるのではないかなとそういうふうに思いますので、ぜひ安くできるような中でいい講師を呼んで、いい講演会を持っていただきたいなと思います。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　（休憩時刻　午後３時25分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　（再開時刻　午後３時25分）

教育長。

○　**教育長　新城　敦君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

国頭地区の教育長会、それから県の教育委員、教育長部会といろいろ会合がありますので、その中でいろいろ紹介をしていきながら呼びかけていきたいと思います。しかし、旅費に関しては折半することはできるんですが、それぞれの報償費の講演料については多分単独での支出になりますので、その経費が非常に高くて、なかなかほかの地域が手を挙げられないという状況もございます。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号　平成26年度今帰仁村一般会計第１回補正予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号　平成26年度今帰仁村一般会計第１回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第４.「議案第23号　平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第１号補正予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。２番。

○　**２番　石川清友君**　２ページになるんですけれども、実はこの水道会計ですね、非常にわかりにくいと言いますか、２ページの一番上を見ますと、平成26年度今帰仁村簡易水道事業予定キャッシュフロー計算書、これ間接法ということで、平成26年４月１日から平成27年３月31日まで。まだこれからなんですよね。それに対して補正予算を組むというのが非常に感覚的に初めてなので、なぜそうなるのかの説明ですね。その中で業務活動によるキャッシュフローということで、８番目、未収金の増減額ということで1,764万731円があります。開けて次の４ページですね。平成26年度の今帰仁村水道事業予定貸借表ということで、資産の部、２番目の流動資産の中の未収金が3,527万8,801円と貸倒引当金、同じ金額があるんですけれども、企業の中で未収金がある分だけ全部貸倒引当金に充てるというのはまず考えられないんですよね。なぜそういう数字が出てくるのか。と同時に先ほども申しましたように平成27年７月31日、来年度の話なんですけれども、今からくることに対して補正予算を組むというのが非常にわかりにくいです。説明を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　建設課長。

○　**建設課長　金城正明君**　ただいまのご質疑についてお答えいたします。

これは補正予算に関する説明書の中の２ページ、今帰仁村簡易水道事業予定キャッシュフロー計算書になっております。これ今予定ということで、平成26年４月１日から平成27年３月31日までということで、この年度を予算を執行していった場合に、キャッシュフローとしての数字が出てくることになります。業務活動によるキャッシュフローの８番、未収金の増減額のほうですね。これは平成26年４月１日当初の未収金があって、それからこの年度を未収金の分を回収というのか支払いとかが収納されていった場合に、その分として平成27年３月31日の時点で残る金額が1,764万7,731円となります。これは今年度執行していったもののキャッシュフローとして、それで予定キャッシュフロー計算書となっております。それから４ページ、平成26年度今帰仁村簡易水道事業、これも予定貸借対照表になっていて、２の流動資産、それから未収金、これも3,527万8,801円と計上されていますが、貸倒引当金というのはその欄のほうに行きま

すとゼロということになっていますので、貸倒引当金のほうは計上されておりません。その右側のほうに3,527万8,801円というのは、この未収金のものがそのまま数値として出てくる形になります。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　　　　　（休憩時刻　午後３時32分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　　　　　（再開時刻　午後３時39分）

２番。

○　**２番　石川清友君**　先ほど課長のほうから年間の水道使用量が約２億円あるという話で、当初の未収金残高が5,200万円もあると。というと収入の25%が未収金の形になるんですよね。その中に先ほども貸倒引当金の話もしたんですけれども、取れない分について貸倒引当金というのは、これからは毎年計上していかないといけなくなると思うんです。今までは単年度、単年度でやってきたので取れない部分については見えない部分があったと思うんですけれども、これから企業会計になってきますと連結していきますので、未収金というのは取れない分について常に残っていくんですよ。非常にこれから重要になると思うのはその未収金の扱いになると思うんです。今までとは違いまして、その未収金というのは残高全部、当然今まで残っていたかもしれませんけれども、４月１日では会計年度の締め方によって違うのか、しかし、それにしても会計を締めるのは５月の末ぐらいですよね。確定するのは。水道会計も。村の会計後、３月31日締めではあるんだけれども、会計が確定するのは５月末ぐらいですかね。それでも5,200万円も未収金があるというのは非常に多いのではないかなという気がするんです。それについて答弁を求めます。

○　**議長　久田浩也君**　建設課長。

○　**建設課長　金城正明君**　ただいまのご質疑についてお答えいたします。

先ほど言いました5,292万6,000円というのは、今回３月までは今までの特別会計のほうで会計をしていて、４月１日から公営企業の会計に移行しております。この未収金というのが、例えば３月の末に水道料を使ったもので、例えば調定して、それを４月に入ってくる形になりますので、実際３月使った分については４月に入ってくる形になりますので、ちょうど３月末で打ち切っていますので、その分が未収金という形で今回の会計に計上されている形になります。ただ、そのものが全く取れない料金としての料金ではありませんので、調定したらもう発生主義という形になって、それが企業会計の場合は実際に入ってきたものと出ていったものというのは今までの会計の仕方なんですけれども、調定した時点でそれで発生しますので、そこを４月に入ってくるのは未収金として計上しているもので、これだけの金額が出てきている形になっております。以上です。

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　　　　　　　　　　　　　　（休憩時刻　午後３時42分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　　　　　　　　　　　　　　（再開時刻　午後３時47分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「討論なし」と認めます。

これから「議案第23号　平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第１号補正予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって「議案第23号　平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第１号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第５.「同意案第２号　教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。９番。

〇　**９番　山城　太君**　同意案第２号について、ちょっと質疑をいたします。教育委員、重畠泰代さんなんですけれども、教育委員は今何名いて、ほかの教育委員の方々の住所ですね。所在場所をちょっと確認したいんですけれども。

〇　**議長　久田浩也君**　教育長。

〇　**教育長　新城　敦君**　ただいまのご質疑にお答えいたします。

教育委員につきましては、３月末で重畠さんが今欠員になっておりますので、現在４名でございます。住所につきましては松田委員長が運天です。それから島袋委員が仲宗根でございます。それから玉城委員が今泊、それから私、教育長が今泊、現在４名となっております。以上です。

〇　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。（休憩時刻　午後３時50分）

〇　**議長　久田浩也君**　再開いたします。（再開時刻　午後３時50分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇　**議長　久田浩也君**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇　**議長　久田浩也君**　「討論なし」と認めます。

これより「同意案第２号　教育委員の任命について同意を求める件」を採決いたします。

この採決については東恩納寛政議員ほか１名から無記名投票にされたいとの要求がございますので、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

〇　**議長　久田浩也君**　ただいまの出席議員は10名でございます。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に玉城克義議員、山内　聴議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反

対」と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。

投票用紙をお配りいたします。

（投票用紙配布）

○　**議長　久田浩也君**　投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「配布漏れなし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○　**議長　久田浩也君**　「異常なし」と認めます

ただいまより投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票を願います。事務局長。

○　**事務局長　小那覇安啓君**　それでは読み上げます。１番　與儀常次議員、２番　石川清友議員、３番内間利三議員、５番　與那嶺篤哉議員、６番　座間味　薫議員、７番　山内　聰議員、８番　與那嶺好和議員、９番　山城　太議員、10番　玉城克義議員、11番　東恩納寛政議員。

○　**議長　久田浩也君**　投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

玉城義克議員及び山内　聡議員、開票立会人をお願いいたします。

（開票）

○　**議長　久田浩也君**　これより開票の結果を報告いたします。

投票総数10票

　有効投票10票

　無効投票０票

有効投票のうち、賛成６票、反対４票、うち白票２票です。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって「同意案第２号　教育委員の任命について同意を求める件」は、原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開けます。

（議場開鎖）

○　**議長　久田浩也君**　休憩いたします。　（休憩時刻　午後４時00分）

○　**議長　久田浩也君**　再開いたします。　（再開時刻　午後４時01分）

日程第６．「選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、玉城艶子君、幸地準治君、大田原功君、内村球子君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名した玉城艶子君、幸地準治君、大田原功君、内村球子君、以上の方が当選されました。

日程第７.「選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には第１順位　上間悟君、第２順位　内間繁樹君、第３順位　名嘉山良英君、第４順位　小那覇安隆君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名した第１順位　上間悟君、第２順位　内間繁樹君、第３順位　名嘉山良英君、第４順位　小那覇安隆君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第８.「閉会中の継続審査申出書」の件を議題といたします。

総務文教委員長から、目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りいたします。

総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○　**議長　久田浩也君**　「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第２回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後４時05分）

上記、地方自治法第123条第２項の規定により次に署名する。

今　帰　仁　村　議　会

議　　長　　久　田　浩　也

署名議員　　座間味　　　薫

署名議員　　山　内　　　聰